

東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）対応の方針（素案） に対する要望書の提出について

平成 21 年 3 月 19 日（木）外環に関する要望書提出

東京外かく環状道路の対応の方針（素案）が国及び東京都から示され、市民の皆さんに対するパブリックコメントも行われました。外環本線は大深度地下に変更となりましたが、依然として外環の 2 は地上部街路として計画されたままです。外環本線に対する安全面や環境面での懸念も払拭されたとは言い難く、また外環の 2 についての必要性についても疑問が大きいところから、国及び東京都に対して具体的な検討や対応を強く要望いたしました。詳しくは、次頁以降の要望書を参照ください。

国土交通省

菊川 関東地方整備局長



市長コメント 「外環本線に対する安全面や環境面については、今後も具体的な検討や対応をお願いしたい。また、地上部街路（外環の 2）については、都の事業ではあるが、これまでの外環道路の経緯を踏まえ、その検討に際しては国も協力願いたい。」

東京都

只腰 都市整備局長



市長コメント 「外環の 2 については、必要性の有無から議論するための基本的なデータの提示と、話合いの場を速やかに設定し、市民及び市の意見を十分に尊重し適切に対応していただきたい。」



武都主第301号
平成21年3月19日

国土交通大臣 金子 一 義 殿

武蔵野市長 邑 上 守 正



東京都市計画道路（東京外かく環状道路）について（要望）

日頃より、当市のまちづくりに御理解及び御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、当市では、国及び東京都とともに武蔵野市外環市民参画（地域PI）検討会（以下「検討会」という。）を開催してまいりました。その過程において、国及び東京都は、市民の要望に応じて、検討会を3回開催するなど、真摯な姿勢で対応したことを評価いたします。

国及び東京都は、この検討会の結果等を踏まえ、平成21年1月19日に「東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）対応の方針（素案）」を公表しました。ここでは、国と東京都が現時点において、今後実施する取組みについて示されているものと理解しますが、その記述の中には具体性を欠く部分もみられることから、今後の各段階において、国及び東京都は、より具体的な対策を示すことが求められます。

そこで、当市は、市民生活の安全確保及び良好な生活環境の維持へ向けた対応を求めるため、市民意見及び市議会外環道路特別委員会の議論も踏まえ、別紙事項を要望いたします。

なお、本要望書については、「対応の方針」確定までに、文書による誠意ある御回答をお願いいたします。



武都ま第301号
平成21年3月19日

東京都知事 石原慎太郎 殿

武蔵野市長 邑上守 正



東京都市計画道路（東京外かく環状道路）について（要望）

日頃より、当市のまちづくりに御理解及び御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、当市では、国及び東京都とともに武蔵野市外環市民参画（地域P1）検討会（以下「検討会」という。）を開催してまいりました。その過程において、国及び東京都は、市民の要望に応じて、検討会を3回開催するなど、真摯な姿勢で対応したことを評価いたします。

国及び東京都は、この検討会の結果等を踏まえ、平成21年1月19日に「東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）対応の方針（素案）」を公表しました。ここでは、国と東京都が現時点において、今後実施する取組みについて示されているものと理解しますが、その記述の中には具体性を欠く部分もみられることから、今後の各段階において、国及び東京都は、より具体的な対策を示すことが求められます。

そこで、当市は、市民生活の安全確保及び良好な生活環境の維持へ向けた対応を求めるため、市民意見及び市議会外環道路特別委員会の議論も踏まえ、別紙事項を要望いたします。

なお、本要望書については、「対応の方針」確定までに、文書による誠意ある御回答をお願いいたします。



要望事項

- 1 外環道路計画において、今までに示されている将来交通需要推計等の資料については、平成11年度道路交通センサスに基づいたものである。平成17年度道路交通センサスに基づく最新のデータによる将来交通需要推計、経済効果等については、速やかに取りまとめ公表するとともに、その結果について、市民を含め丁寧な説明に努めること。
- 2 当市の東部地域では、都市計画道路の整備が遅れていることに起因して、幹線道路の渋滞を回避する通過車両の多くが生活道路に流入している。青梅街道インターチェンジ等の供用により、通り抜け車両が増大することが懸念される。そこで、インターチェンジに係る乗降車両の当市生活道路への流入等の影響を鑑み、インターチェンジ周辺における都市計画道路、アクセス道路等については外環本線の供用に先立ち整備されるよう、関係区市と協力してこれにあたること。
また、女子大通り等、当市東部地域における都市計画道路の概成抜きの路線については、その拡幅整備について検討し取り組むこと。
更に、国においては、生活道路等の対策について必要な協力をすること。
- 3 環境への影響、特に大気及び地下水への影響については、環境影響評価による基準を満たしているものの、未だに市民の抱く懸念は払拭されたとはいえない。今後の各段階においては、より詳細な調査及び検討を行うとともに、その結果の公表及び具体的な対策を明らかにし、市民の懸念に対して真摯に対応すること。
- 4 今後の各段階において具体的な検討を進めるに際しては、地域の意見を聴くのみならず、可能な限り計画に反映し十分に説明すること。また、PIの手法についてより一層の検討を進め、継続的に市民を交えた検討の場を設けるなどの取組みを行うこと。
- 5 大深度区間内におけるトンネル内での火災、地震等、災害時における安全面についての知見は少ないことから、起こり得る様々な状況を想定し、これまでの災害の教訓、最新の知見及び技術等を生かし、今後とも慎重な検討を進めること。





6 外環ノ2については、必要性の有無から話し合いをすることができるデータ等を公表し、市民参加の話し合いの場を早急に設定するとともに、市民及び市の意見を十分尊重し、一定の理解が得られるよう適切に対応すること。

また、外環ノ2の話し合いの場には、外環計画のこれまでの経緯を踏まえ、本線事業予定者である国においても参加し、今後の話し合いを進めるうえでの協力を行うこと。

7 外環市民参画（地域PI）検討会やこれまでのオープンハウス等において、市民により、多岐にわたる具体的な意見が示されてきた。これらの意見に対し、国及び東京都は、市民の懸念を払拭するため、真摯な対応をもって対応の方針を策定し公表すること。その公表前に、次期段階の手続に入らないこと。